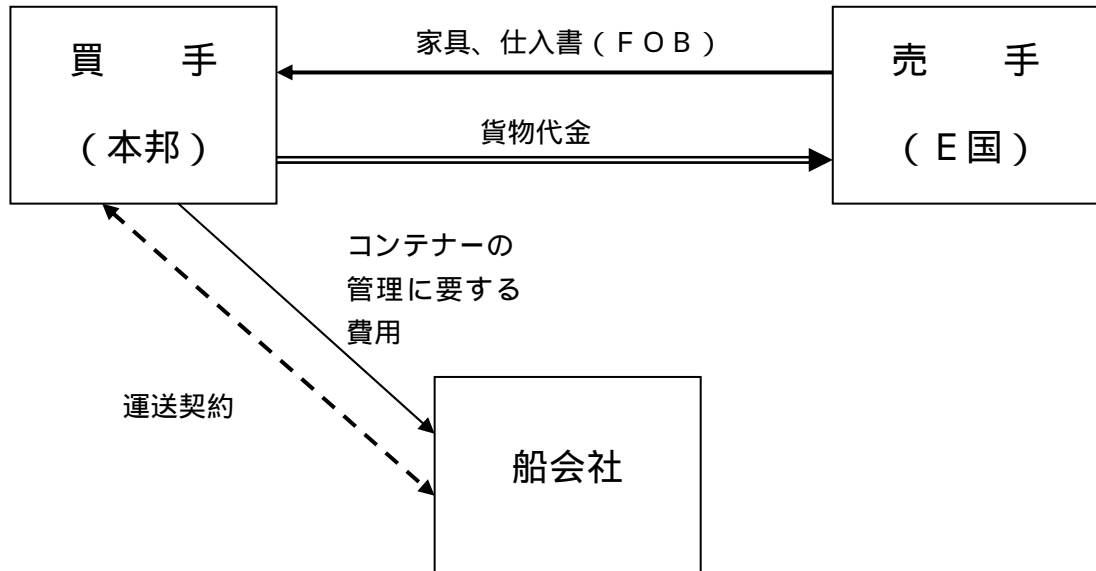


25. 買手が船会社に支払うコンテナの管理に要する費用



【照会要旨】

当社（買手）は、売手からFOB条件で家具を購入（輸入）します。

当社は船会社と運送契約を締結しており、この契約に基づき輸入貨物の運賃とは別にコンテナの管理に要する費用を船会社に支払っています。この管理に要する費用は、輸入貨物の運送に使用したコンテナの運送全般に係る管理業務の一環として、このコンテナに原因不明の損傷が発生した際に迅速に対応するための費用とされています。なお、実際に損傷があるか否かにかかわらず一律かつ定額に船会社から請求されるものです。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社が船会社に支払うコンテナの管理に要する費用の額を、現実支払価格に加算する必要がありますか。

（注）上記のコンテナの管理に要する費用は、例えばコンテナ・マネージメント・フィー（CMF）と呼ばれることがあります。

【回答要旨】

上記の取引において貴社が船会社に支払うコンテナの管理に要する費用は、「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」に該当し、現実支払価格に加算する必要があります。

（理由）

「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」とは、輸入貨物を輸入港まで運送するために実際に要した運送費用をいい、輸入貨物が運送契約に基づき運送された場合は、その運送契約に基づきその運送の対価として運送人又は運送取扱人等に最終

的に支払われる費用をいいます。

上記取引におけるコンテナの管理に要する費用は、貴社と船会社との間の運送契約に基づき、輸入貨物を本邦に運送するための費用の一部として、運送人に対し支払われる費用であることから、「輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃」の一部に該当します。

なお、この支払いについては運送全体の管理に係るものであるということですが、仮に輸入港到着後の費用も含まれている場合であって、この額を明らかにすることができる時には、その額を控除することが可能です。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第1号

関税定率法基本通達4-8(3)イ、(7)

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)